無電柱化の推進に関する取組状況について

令和7年2月 国土交通省 都市局



市街地開発事業等に伴う電柱新設の抑制

■分析結果を踏まえた要因と対応方策(令和4年4月20日記者発表)

電柱新設のケース

電柱新設の要因

市街地開発事業等 に伴う電柱新設 (約2.4千本)

- 地区内道路の多くが電線共同溝法の指定を受けない生活道路であり、関係約款等により全額要請者負担とされることから、施行者等の負担が過大となりインセンティブがない。
- 歩道がなく幅員の狭い生活道路における低コストで敷設可能な工法が普及されていない。
- <u>引込線の位置が確定できないと効率的な配線</u> 計画が策定できず、工期の長期化・高コスト化の 要因となる。
- **関係者が多く、設計や工事含め調整に時間**を要する。
- 管路の管理者が決まらずに建柱となる場合がある。
- ・ <u>許可・指導する自治体職員の知見が十分では</u> ないケースも見られる。

対応方策

【施工法の効率化】

上下水道と同時期に予め電力管路を設置する新たな施工法を 検討【電力】

【無電柱化に係るコストの削減】

- ・ケーブル、機器等の標準化と共同調達よるコスト削減【電力】
- ・<u>側**溝や小型ボックスの活用等低コスト手法の普及拡大**</u>【電力・ 通信、道路、都市】

【費用負担の見直し】

- 電線共同溝法の指定を受けた地区内の幹線道路の無電柱化について、**R3年度に補助対象を拡充**【都市】
- 電線共同溝法の指定道路以外でも、一般送配電事業者が費用を一部負担するよう託送供給等約款を改定【電力】するとともに、施行者等負担分についてR4年度に新たな支援制度を創設【都市】

【施工法の効率化】

・無電柱化のスピードアップに向けた一体的な設計・施工の実施拡大【電力・通信、道路、都市】

【普及啓発】

• 自治体職員に向けた**ガイドラインの作成等** (取組事例の横展開を含む) 【道路、都市】

【本日ご報告事項】

- ①無電柱化まちづくり促進事業を活用した無電柱化の実施状況
- ②面整備事業における無電柱化推進のためのガイドラインの改訂・充実

無電柱化まちづくり促進事業を活用した無電柱化の実施状況

- 〇土地区画整理事業、都市計画法の開発許可に基づく開発行為にて行われる宅地整備等での無電柱化を推進するため、「無電柱化まちづくり促進事業」を令和4年度に創設し、活用箇所が拡大。
- ○更なる活用を図るため、都市局及び地方整備局等による説明会や研修、事務連絡等において、無電柱化ま ちづくり促進事業の周知を自治体、民間事業者に対して複数回実施。
- ○今後も普及を図り、無電柱化の更なる促進に取り組む。

■活用状況

;		実施箇所数	実施箇所	備考		
	令和4年度	5地区	東京都内	制度創設初年度		
	令和5年度	11地区	東京都内、茨城県、千葉県			
	令和6年度	31地区	東京都内、茨城県、千葉県、 <mark>福岡県</mark>	予定も含む		

■活用事例



引き続き、普及を図り、事業の活用を促進





(参考)無電柱化まちづくり促進事業(R4年度創設)

- 市街地開発事業等における無電柱を進めるため、「無電柱化まちづくり促進事業」を令和4年度に創設
- 施行者の負担の軽減により、市街地開発事業等の無電柱化を進めていく

■無電柱化まちづくり促進事業の概要

市街地開発事業等における新設電柱の抑制を図るため、電線共同溝方式によらずに実施される無電柱化に対する支援を 行い、地方公共団体と連携を図りつつ、小規模事業も含めた無電柱化の取組を促進する。

【交付要件】

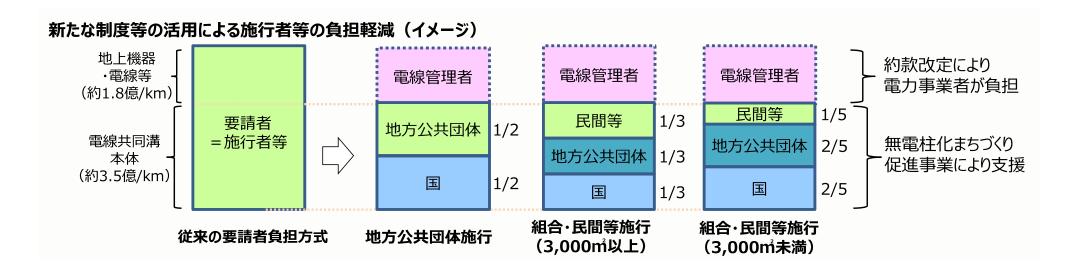
- ①地方公共団体が策定する「無電柱化まちづくり促進計画」に基づく事業
- ②市街地開発事業等において電線共同溝方式によらずに行われる事業
- ③電線管理者が事業費の一部(地上機器・電線等)を負担する事業

【交付対象事業費】無電柱化に係る設計費及び施設整備費(地上機器・電線等の工事費を除く)

【交付対象】地方公共団体(事業者が組合・民間事業者等の場合は間接交付)

【国費率】 1/2





面整備事業における無電柱化推進のためのガイドラインの改訂・充実

- |〇面整備事業における無電柱化を進めるため、地方公共団体や民間事業者等の実務担当者向けに、関係者間 の円滑な合意形成及びコスト縮減等について参考となるガイドラインを作成
- ○今後も、関係者間の円滑な合意形成・無電柱化のコスト縮減方策などについて**参考となる事例等を追加するな** ど、ガイドラインの更なる改訂を実施するとともに、面整備事業等の実務担当者への共有や横展開を図っていく

	市街地開発事業における 無電柱化推進のためのガイドライン	開発事業における 無電柱化推進のためのガイドライン					
対象事業	土地区画整理事業、市街地再開発事業等	開発事業 (都市計画法に基づく開発許可を受けた開発行為)					
対象者	地方公共団体職員 等	地方公共団体職員、開発事業者、電線管理者					
作成•改訂 経緯	令和4年5月作成 令和5年6月改訂(事例集の追加) 令和6年9月改訂(コスト縮減方策に関する記載の充実)	令和5年5月作成 令和6年9月改訂(無電柱化実施事業の事例拡充)					
ガイドライン のポイント	- 関係者間の円滑な合意形成 - 無電柱化のコスト縮減方策 等をとりまとめ、	無電柱化に関する取り組みを支援					
掲載内容	無電柱化の基礎情報・法令や関係通知無電柱化の実績と課題、留意点無電柱化費用のケーススタディ関係者間の合意形成における留意点事例地区の紹介						
今後の改訂 の方向性	・関係者間の円滑な合意形成、無電柱化のコスト縮減方策など、参考となる事例・情報の共有・横展開を図る ・効率的な事業手法に関する記載の充実を図る						

(参考)市街地開発事業における無電柱化推進のためのガイドラインの改訂

令和4年5月作成 令和5年6月改訂 令和6年9月改訂

- 〇市街地開発事業での無電柱化を進めるため、地方公共団体の市街地開発事業の担当者向けに、関係者間の円滑な合意形成及びコスト縮減の実現に資するガイドラインを作成し、令和4年5月に公開
- ○市街地開発事業における無電柱化において課題となっている「無電柱化にかかるコスト」への対応として、低 コスト手法が導入しやすくなるよう、まちづくりにおける無電柱化で用いられる低コスト手法の内容、導入効果、 適用条件・留意点等を整理し、令和6年9月にガイドラインへ追加・改訂。

ガイドラインの構成

- ○無電柱化に係る基礎情報
 - ・無電柱化の構造、事業手法
 - 新設電柱の抑制にかかる法令及び 関係通知 等
- ○市街地開発事業等における無電柱化
 - ・市街地開発事業等における無電柱化の実績、課題
- ○無電柱化費用のケーススタディ
- ○コスト縮減に向けた取り組み(記載を充実)
- ○関係者間の合意形成における留意点
- ○無電柱化を実施した事例地区の紹介

取り組みの概要

- ○コストの縮減及び施工性向上に向け
 - ・地中化構造の工夫
 - ・管路材料の工夫
 - ・その他の工夫(他インフラとの同時施工等) に関しコスト縮減効果、適用条件、留意点を紹介
- ○コスト縮減に向けた取り組みを導入するにあたって のポイントとして、
 - ① 低コスト手法の導入を前提とした無電柱化の検討
 - ②<u>事業準備段階から低コストに関する情報の把握</u>があることをガイドラインで提示

(参考)開発事業における無電柱化推進のためのガイドライン

令和5年5月作成 令和6年9月改訂

- ○開発事業での無電柱化を推進するため、地方公共団体、開発事業者、電線管理者が実務を進める上で手助けとなるよう、実務上の課題やその解決策、コスト縮減の実現に資するガイドラインを作成し、令和 5 年 5 月に策定・公表。
- ○開発事業における無電柱化において課題となっている開発事業者の費用負担軽減や地上機器等の配置の工 夫等について参考となる事例を収集し、無電柱化実施事業の事例を取りまとめ、令和6年9月に改訂。

ガイドラインの構成

【基本編】

- ○無電柱化に関する基本的な情報
 - ・無電柱化に係る制度・支援
 - ・無電柱化の整備手法・事業手法
 - ・開発事業における無電柱化の実態
 - ・課題

【実践編】

- ○低コスト手法の整理・ケーススタディ
- ○開発事業における無電柱化の 実施フロー・留意点

【事例編】

- ○無電柱化の施工事例・施策事例
 - ・無電柱化実施事業の事例拡充 (令和6年9月 改訂)

事例集の概要

- ○各事例について、<u>事業概要、スケジュール、維持管</u> 理・費用分担、無電柱化実施のポイント等を紹介
- ○開発事業者の無電柱化事業実施に資するよう、
 - ・開発事業者の費用負担軽減に係る事例
 - ・地上機器等の配置の工夫の事例

等を紹介

BLP-MINAMIKURIHASHI SMART VILLA

管路埋設工法

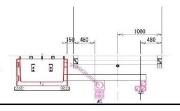
【歩行者専用道路への地上機器設置】

- ・開発道路において地上機器の設置場所を道路空間上に確保できなかったことから、歩行者専用道路を街区内に設けることで地上機器を設置した。
- ・これにより、宅地の切り欠きによる有効宅地面積を減少 させることなく、無電柱化を実施した。



【遊歩道内での地中化による工事費の低減】

・一般的には、車道部分に電線管や通信管を埋設すること となるが、当該事業では遊歩道内にて浅層埋設による配 管を実施したため、工事費の低減を図ることができた。



(参考)開発事業における無電柱化実施上のポイント(ガイドライン掲載事例より抜粋)

○開発事業における無電柱化において課題となっている<u>開発事業者の費用負担軽減や地上機器等の配置の工夫等</u>について、参考となる事例を事例集に掲載。

①開発事業者の費用負担軽減に係る事例

- 遊歩道内で地中化を行い、工事費低減を実現
 - ・遊歩道内で浅層埋設による地中化を行うことで、事業者が負担する工事費軽減を実現(埼玉県久喜市事例)

②地上機器等の配置の工夫の事例

- 地上機器の配置を工夫し宅地面積の 確保を実現
 - ・宅地の切欠を解消するため、植栽帯の一部 (こ地上機器を配置 (大阪府箕面市事例)
- ▶ 宅地の切欠を最小限に抑えた地上機器 の配置
 - ・宅地の切欠を最小限に抑えるため、宅地間境 部に地上機器を配置 (兵庫県西宮市事例)



遊歩道内で浅層埋設による地中化 (埼玉県久喜市事例)



植栽帯の一部に地上機器を配置 (大阪府箕面市事例)



宅地間境界部に地上機器を配置(兵庫県西宮市事例)

(参考)開発事業における無電柱化事例集(抜粋)

阪急彩都ガーデンテラス(彩都F28街区)

事業概要

●所在地

大阪府箕面市彩都粟牛北3丁目

●都市計画

市街化区域 第一種低層住居専用地域(建藏率 50%、容積率 100%)

●事業期間

平成 28 (2016) 年 4 月~平成 31 (2019) 年 1 月竣工

●開発事業者

阪急阪神不動産株式会社

●開発許可権者 大阪府箕面市

●電線管理者

関西電力送配電株式会社、株式会社オプステージ、JCOM 株式会社

●開発用途

住居系

●開発面積

24.413 m²

●戸数

戸建:82戸

開発道路① 道路延長: 73m 道路幅員:12m 歩道幅員:2.5m

●開発道路

開発道路② 道路延長:796m 道路幅員: 6m 歩道なし

開発道路③ 道路延長: 49m 道路幅員: 4m 歩道幅員:4m

開発道路④ 道路延長: 19m 道路幅員: 3m 歩道幅員:3m

事業経緯

平成 28 (2016) 年 4 月 当該地区の開発構想に着手 平成 29 (2017) 年 6 月 電線管理者との事前協議開始

平成 29 (2017) 年 3 月 都市計画法第32条に基づく協議開始

平成 29 (2017) 年 6 月

都市計画法第29条の開発許認可取得

平成 29 (2017) 年 8 月

工事着手

平成 31 (2019) 年 1 月

工事完了・引き渡し

開発事業現地写真



土地利用計画図



2 無電柱化の概要

●整備方式

要請者負担方式

●無電柱化工法

管路直接埋設構造

●対象路線

無電柱化路線① 道路延長:796m 道路幅員: 6m 歩道なし 無雷柱化路線② 道路延長: 49m 道路幅昌: 4m 歩道幅昌:4.0m

●地上機器

道路内緑地・緑地(公共用地)に設置(5基)

●無電柱化費用 約 140 万円/戸(差額負担金含む)

●託送供給等約款の適用

非適用 ●無電柱化まちづくり促進事業の適用

非適用

無電柱化整備に関する役割分担

施工

●開発道路 開発事業者

●特殊部・管路部 開発事業者

●引込管・引込設備 開発事業者

●地上機器・ケーブル 電線管理者 (関西電力送配

維持管理

●開発道路 道路管理者 (箕面市)

●特殊部・管路部 道路管理者 (箕面市)

●引込管・引込設備 道路管理者 (箕面市)

●地上機器・ケーブル 電線管理者(関西電力送配

費用負担

●開発道路 開発事業者

●特殊部・管路部 開発事業者

●引込管・引込設備 開発事業者

●地上機器・ケーブル 開発事業者

無電柱化整備写真







無電柱化に取り組んだ経緯

【景観と環境に配慮した住宅づくりの一環として無電柱化を採用】

- ・当該地区は、北大阪の丘陵地に文化芸術・研究開発・国際交流・産業集積といった特色ある 機能を組み込んだ「時代を先導するユニークな都市づくり」を目指している。
- ・そういった状況の中、当該地区において「景観と環境に配慮した住宅地づくり」の一環とし て、住自然石風の擁壁や道路の自然色舗装の他、無電柱化に取り組んだ。

(参考)開発事業における無電柱化事例集(抜粋)

阪急彩都ガーデンテラス(彩都F28街区)

4 無電柱化実施上のポイント

【地上機器設置による有効宅地面減少の抑制】

・地上機器設置数を減らすべく電力事業者との協議・ 調整を重ねた他、地上機器の一部を公共緑地に設置 することで宅地面積減少の抑制を実現した。

【電線管理者との効率的な協議】

・開発事業者にて事前に無電柱化に係る配線計画を立 案し、それを元に電線管理者と協議を行うことで協 議期間の短縮を図った(従来は土地利用計画を作成 した段階で電線管理者に配線計画図の作成を依頼 していた)。







5 無電柱化整備に係るスケジュール

	平成	28 (2016)	年度	平成	29 (2017)	年度	平成	30 (2018)	年度
開発構想	_				•							
電線管理者との協議							•					
関係者との下協議				•								
32 条協議~ 開発許可取得					_							
無電柱化設計							•					
無電柱化工事												

開発行為における無電柱化促進のためのパンフレット作成について

- ○開発事業における無電柱化を促進するためには、開発事業者に対し、無電柱化の普及啓発を図ることが重要。
- ○ガイドラインの作成、オンラインセミナーの実施等に加え、より多くの開発事業者に対しきめ細かくアプローチできるよう、 開発許可の事前相談などの際に、自治体職員から開発事業者に対し、無電柱化について説明し実施を促すための パンフレットを、今年度末目途に作成、公表・配布予定。

■パンフレットイメージ(案)

